

2006年11月8日

淀川水系流域委員会 様

日頃のご努力に敬意を表します。

宇治・世界遺産を守る会は、11月8日、国土交通大臣と近畿地方整備局長宛に下記文書を送付しました。

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田稔

記

2006年11月8日

国土交通大臣

冬柴鉄三 様

国土交通省近畿地方整備局長

布村明彦 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田稔

淀川水系流域委員会の休止決定に厳しく抗議し、休止方針を撤回し、
委員会の継続と新委員の選任（公募制を含め）を要請します

貴下ますますご清栄のことと存じます。

さて、新聞報道によると、布村国土交通省近畿地方整備局長は10月24日の就任の記者会見で、淀川水系流域委員会を来年2月以降、休止する方針を明らかにされました。

新聞は、「布村局長は、淀川水系流域委員会について『相当量の意見を頂いており、生かせるものは具体的に反映させていけないといけない』とする一方、『流域の市町村長から（淀川委の意見を）偏重しすぎているとお叱りも受けている』と述べ、国交省の施策と対立する提言、答申を行ってきた淀川水系流域委員会をけん制した。」「現委員の任期終了に伴う新委員の選定を先送りす

ることについて、布村局長は『(淀川水系流域委員会で審議することになっている)国の淀川水系河川整備計画案がまとまるめどが立っていないため』と説明。委員会再開時の委員選定方法については、明言を避けた。」と報じています。

そもそも河川法は、1997(平成9)年の改正で、治水と利水を最優先させた河川整備が河川環境を破壊し、河川を荒廃させてきたことを反省し、これまでの「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」を法の目的に追加し、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」について、地方公共団体の長、地域住民等の意見の反映する手続きを導入しています。

近畿地方整備局が諮問機関として2001年に淀川水系流域委員会を設置し、河川工学や河川環境の専門家や弁護士、住民らが委員となり、委員の選定に公募制を導入するなど、河川法に基づく河川整備計画策定のために先進的なとりくみを行ってきました。私たち淀川・宇治川の流域住民は、河川法に基づくとりくみであり、地域の意見を反映する計画制度を生かし、不十分さは残しながらも地域住民の信頼を得る上で必要な努力をおこなっているものと評価してきました。

しかるに今回、突然に、淀川水系流域委員会を休止する方針を発表したこと、しかも「国の淀川水系河川整備計画案がまとまるめどが立っていないため」などと理由にもならないことを持ち出し、委員会の提言や答申が国土交通省の意に沿わないことを背景に、委員会を休止し、事実上解体することは、河川法の定めに背く行為であり、国民主権、民主主義と相容れない暴挙です。また委員会休止の方針は、この6年間に築かれた国土交通省と地域住民の一定の信頼を自らが崩壊させる自滅行為といえます。

私たちは淀川水系流域委員会の休止決定に厳しく抗議し、休止方針を撤回し、委員会の継続と委員の選任(公募制をふくめ)なさるよう強く要請します。

以上